官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（農林水産六二二）　二
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を定める件（同六二三）
○令和六年農林水産省告示第千七百七十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を改正する告示（同六二四）　四
〔その他告示〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書の改正等に関する件（外務一五五）　五
○ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五六）　七
○アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一五七）
○シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一五八）
○シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同一五九）
○エジプト・アラブ共和国における周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同一六〇）
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第四十一条の規定に基づき、登録検定機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（農林水産六二五）
○水先人に免許を与えた件（国土交通五七八）　七
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（同五七九）
○道路に関する件（中部地方整備局五一）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局七四、七五）
○道路に関する件（北海道開発局三九、四〇）　九
〔国会事項〕
内閣　法務省　九
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔皇室事項〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九
北海道開発局公示（北海道開発局）
保障契約証明書の無効について（関東運輸局）
国家試験　九
令和八年参議院事務局職員採用試験公告（参議院事務局）
〔官庁報告〕
諸事項　一〇
〔公　告〕
裁判所　一〇
相続、失踪、破産、再生、所有者不明関係　二九
特殊法人等　二九
企業年金基金解散関係
会社その他
財団関係

法規的告示

○農林水産省告示第六百二十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十五条第一項第十三号及び第二項第二号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労を行わせる体制の基準）

第一条　木材産業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が次のいずれにも該当することとする。

一　木材産業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　木材産業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　木材産業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第二条　木材産業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一　小分類一二一―製材業、木製品製造業

二　細分類一二二二―合板製造業

三　細分類一二二三―集成材製造業

四　細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業

五　細分類一二二七―銘木製造業

六　細分類一二二八―床板製造業

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○農林水産省告示第六百二十三号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、第十九条第三項及び第三十九条第一項第五号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準等を次のように定める。

令和八年四月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労の内容の基準）

第一条　林業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する者であること。

イ　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けている者

ロ　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項又は第四十四条第二項の規定により公表されている民間事業者

二　規則第十三条第二項第二号ニに規定する安全衛生に係る業務において、別表の上欄に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として、育成就労の対象となっていた期間（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間。別表において同じ。）の合計が一年に達するまでにあっては総時間数が四十六時間以上、当該合計が一年に達した日の翌日から育成就労の終了日までにあっては総時間数が九十七時間以上、一級若しくは二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいい、林業職種に係るものに限る。以下同じ。）に合格した者、又は三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の実務の経験を有するものが育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を修得させる講習（座学、見学及び実地訓練を含む。）を実施することとしていること。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　林業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　一級又は二級の技能検定に合格した者

ロ　三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の実務の経験を有するもの

二　申請者が次のいずれにも該当すること。

イ　林業分野に係る分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　林業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　林業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

ニ　育成就労外国人が育林・素材生産作業に従事する現場において、緊急時における連絡体制を整備することとしていること。

ホ　育成就労外国人が伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該育成就労外国人に対して指示をすることができる場所に育成就労指導員を配置することとしていること。

ヘ　前条第二号に規定する講習に係る育成就労外国人の習熟度を確認するための書類により、当該習熟度を確認することとしていること。

（育成就労外国人の数）

第三条　林業分野に係る規則第十九条第三項の告示で定める数は、次のとおりとする。ただし、申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員、育成就労外国人及び一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を除く。以下この条において同じ。）の総数を超えないものとする。

一　単独型育成就労（次号に規定するものを除く。）に係るものである場合は、次に掲げる数とする。

イ　申請者の常勤の職員の総数に二十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

ロ　イの規定にかかわらず、申請者が次の(1)から(6)までに掲げる事項を総合的に評価して技能を修得させる能力につき高い水準を満たすと認められる者である場合は、申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

(1)　技能及び日本語能力の修得に係る実績

(2)　育成就労を行わせる体制

(3)　育成就労外国人の待遇

(4)　出入国又は労働に関する法令への違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

(5)　育成就労外国人からの相談に応じることその他の育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

(6)　育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

二　単独型育成就労（同時にこの号に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる数とする。

イ　次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の三
二百一人以上三百人以下	四十五人
百一人以上二百人以下	三十人
五十一人以上百人以下	十八人
四十一人以上五十人以下	十五人
三十一人以上四十人以下	十二人
三人以上三十人以下	九人
二人	六人
一人	三人

ロ　イの規定にかかわらず、申請者が前号ロの基準に適合する者である場合は、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の十分の三
二百一人以上三百人以下	九十人
百一人以上二百人以下	六十人
五十一人以上百人以下	三十六人
四十一人以上五十人以下	三十人
三十一人以上四十人以下	二十四人
六人以上三十人以下	十八人
五人	十五人
四人	十二人
三人	十人
二人	七人
一人	四人

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、申請者が前号ロの基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次の(1)から(5)までに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められる者に限る。）であり、かつ、申請者の住所が指定区域（規則第十九条第二項第三号に規定する指定区域をいう。）にある場合は、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の区分に応じ同表の下欄に定める数

(1)　監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

(2)　監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

(3)　出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

(4)　監理型育成就労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

(5)　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の九
二百一人以上三百人以下	百三十五人
百一人以上二百人以下	九十人
五十一人以上百人以下	五十四人
四十一人以上五十人以下	四十五人
三十一人以上四十人以下	三十六人

九人以上三十人以下	二十七人
八人	二十四人
七人	二十一人
六人	十九人
五人	十六人
四人	十三人
三人	十一人
二人	八人
一人	五人

（帳簿書類）

第四条　林業分野に係る規則第三十九条第一項第五号の告示で定める帳簿書類は、第二条第二号への規定により育成就労外国人の第一条第二号に規定する講習に係る習熟度を確認した結果を記載した書類とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

（育成就労指導員に関する経過措置）

第二条　令和十一年三月三十一日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一号中「次のいずれかに該当する者」とあるのは「次のいずれかに該当する者又は育林・素材生産作業について七年以上の実務の経験を有する者若しくは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項の規定に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に現場管理責任者（フォレストリーダー）の区分で登録されている者」とする。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

第三条　第三条の規定の適用に当たっては、申請者の常勤の職員には、改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

（令和六年農林水産省告示第千七百七十九号の廃止）

第四条　令和六年農林水産省告示第千七百七十九号（林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等）は、廃止する。

（令和六年農林水産省告示第千七百七十九号の廃止に伴う経過措置）

第五条　技能実習指導員については、なお従前の例による。この場合における廃止前の林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等附則第二項の規定については、同項中「令和九年三月三十一日までの間」とあるのは、「令和十一年三月三十一日までの間」とする。

別表（第一条関係）

時期の区分	事項	時間数
育成就労の対象となっていた期間の合計が一年に達するまで	育林・素材生産に共通する事項	二十一
	育林に関する事項	十九
	素材生産に関する事項	六
	合計	四十六
育成就労の対象となっていた期間の合計が一年に達した日の翌日から育成就労の終了日まで	育林・素材生産に共通する事項	三十
	育林に関する事項	九
	素材生産に関する事項	五十八
	合計	九十七

○農林水産省告示第六百二十四号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令（令和七年法務省令第四十五号）の施行に伴い、令和六年農林水産省告示第千七百七十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。	**第二条**　林業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）	一～五　（略）

附　則

（施行期日）

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その他告示

○外務省告示第百五十五号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの一部は、条約第十五条の規定に従い、また、附属書Ⅲの一部は、条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和八年三月五日に効力を生じた。

（令和七年九月二十四日付け及び令和八年一月九日付け条約事務局通告）

なお、日本国政府は、動物界脊索動物門板鰓綱めじろざめ目めじろざめ科カルカリヌス・ロンギマヌス、同綱とびえい目いとまきえい科（spp.）及び同綱てんじくざめ目じんべいざめ科リンコドン・ティプスを附属書Ⅰに掲げる改正につき、また、同綱つのざめ目あいざめ科（spp.）を附属書Ⅱに掲げる改正につき、条約第十五条3の規定に基づいて留保を付する旨を条約の寄託政府であるスイス連邦政府に通告した。

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

解釈

1　解釈7#4(f)を次のように改める。

(f)　アロイ・フェロクス及びエウフォルビア・アンティスュフィリティカの包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品

2　解釈7#10を次のように改める。

#10　全ての部分及び派生物（所有権が変更されず、かつ、その輸送が所有者の通常の居住国の外における標本の販売、譲渡又は処分を目的としないことを条件として、報酬が支払われ、又は支払われない演奏、個人的な使用、展示、貸出、競技、教育、鑑定又は修理のみを目的とした非商業的取引のための完成した楽器、完成した楽器の附属品及び完成した楽器の部品を除く。）。商業的目的で取引される野生から採取される標本（ソース・コードW）については、割当てを零とする。

3　解釈7に次の#18及び#19を加える。

#18　卵以外の部分及び派生物を除く。

#19　抽出物（樹脂、ガム及び精油を含む。）及び粉末。ただし、次のものの包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く。

完成したタブレット、カプセル、錠剤、香水、化粧品、溶液、乳剤又は懸濁液（浸出油、ハイドロレート、チンキ等）及び製造された香製品（線香、円錐型の香等）

附属書Ⅰ

1　動物界脊索動物門哺乳綱うし目（偶蹄目）キリン科の項に「オカピア・ジョンストニ」を加える。

2　動物界脊索動物門哺乳綱ねこ目（食肉目）あざらし科の項中「モナクス（spp.）」の次に「ネオモナクス（spp.）（附属書に掲げられていないネオモナクス・トロピカリスを除く。）」を加える。

3　動物界脊索動物門哺乳綱くじら目ながすくじら科の項中「バライノプテラ・フュサルス」の次に「バライノプテラ・リセイ」を加える。

4　動物界脊索動物門哺乳綱さる目（霊長目）おながざる科の項中「ケルコケブス・ガレリトゥス」の次に「ケルコケブス・クリュソガステル」を加える。

5　動物界脊索動物門鳥綱たか目たか科の項中「コンドロヒエラクス・ウンキナトゥス・ウィルソニイ」の次に「ギュプス・アフリカヌス」及び「ギュプス・ルエペルリ」を加える。

6　動物界脊索動物門鳥綱すずめ目ほおじろ科の項に「スポロフィラ・マクスィミリアニ」を加える。

7　動物界脊索動物門爬虫綱の項中「トカゲ亜目」を「とかげ亜目」に改め、あしなしとかげ科の項中「アブロニア・メレドナ」の次に「カリビクス・ワルレニ」を加える。

8　動物界脊索動物門爬虫綱とかげ亜目イグアナ科の項中、附属書Ⅱから「アンブリュリュンクス・クリスタトゥス」及び「コノロフス（spp.）」を削り、これに対応する附属書Ⅰの欄に「アンブリュリュンクス・クリスタトゥス」及び「コノロフス（spp.）」を加える。

9　動物界脊索動物門爬虫綱へび亜目くさりへび科の項中「ヴィペラ・ウルスィニイ」の前に「ビティス・ハレナ」及び「ビティス・パルヴィオクラ」を加える。

10　動物界脊索動物門爬虫綱かめ目りくがめ科の項中「ゴフェルス・フラヴォマルギナトゥス」の次に「キニクスュス・ホメアナ」を加える。

11　動物界脊索動物門板鰓綱めじろざめ目めじろざめ科の項中、附属書Ⅰに「カルカリヌス・ロンギマヌス」を加え、附属書Ⅱの「めじろざめ科（spp.）」を「めじろざめ科（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。）」に改める。

12　動物界脊索動物門板鰓綱とびえい目とびえい科の項中、附属書Ⅱから「モブラ（spp.）（六箇月後、すなわち二千十七年四月四日以降効力発生）」を削り、これに対応する附属書Ⅰの欄に「いとまきえい科（spp.）」を加える。

13　動物界脊索動物門板鰓綱てんじくざめ目じんべいざめ科の項中、附属書Ⅱから「リンコドン・テュプス」を削り、これに対応する附属書Ⅰの欄に「リンコドン・ティプス」を加える。

14　植物界の項中「ひがんばな科」の次に「アナカンプセロス科」の項を、これに対応する附属書Ⅰの欄に「アナカンプセロス・キナリア（以前はアヴォニア・キナリアと称する。）」を加える。

15　植物界とうだいぐさ科の項中「エウフォルビア・アンボヴォンベンスィス」の次に「エウフォルビア・ブプレウリフォリア」を加える。

16　植物界やし科の項中「クリュサリドカルプス・デキピエンス」を「デュプスィス・デキピエンス」に改め、「デュプスィス・デキピエンス」の次に「ユバエア・キレンスィス」を加える。

附属書Ⅱ

1　動物界脊索動物門哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科の項中「ダマリスクス・ピュガルグス・ピュガルグス」を削る。

2　動物界脊索動物門哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科の項中「ケファロフス・ゼブラ」の次に「ガゼルラ・ドルカス」を加え、附属書Ⅲの当該項から「ガゼルラ・ドルカス」及び「アルジェリア、チュニジア」を削る。

3　動物界脊索動物門哺乳綱うし目（偶蹄目）うし科の項中「サイガ・タタリカ（商業的目的で取引される野生の標本については、零の輸出割当てが設定されている。）」を「サイガ・タタリカ（注2）」に改め、当該項の注1の次に次の注2を加える。

注2　商業的目的で取引される野生の標本については、輸出割当てを零とする。ただし、カザフスタンのサイガ・タタリカの個体群からの標本については、次の条件に従う場合は、この限りでない。

(a)　カザフスタンが策定する標示制度及びトレーサビリティ体制の要件に従って貯蔵され、かつ、標示を付された政府所有のカザフスタンを原産とする全形の角のみの取引であること。

(b)　事務局及びカザフスタンが、カザフスタン及び取引相手国において十分な管理手法及びトレーサビリティ体制が既に設けられていることについて、常設委員会の議長を通じて同委員会と協議した上で、事前に認証すること。

(c)　カザフスタンは、標示制度及びトレーサビリティ体制が設けられ、及び適切に機能していることを確保するため、各新規の取引相手国への最初の貨物を監督すること。

(d)　第二十一回締約国会議までの期間については、合計三十トンに制限するものとし、修正された提案に基づき、更なる取引の可能性を判断するために検討を行うこと。

事務局からの提案に基づき、常設委員会は、輸出国若しくは輸入国による不遵守があった場合又はこれらの取引がサイガ・タタリカの個体群に対して負の影響を与えたことが明らかとなった場合には、これらの取引を部分的又は完全に停止することを決定することができる。

4　動物界脊索動物門哺乳綱ねこ目（食肉目）の項中「スカンク科」の前に「ハイエナ科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「ヒュアイナ・ヒュアイナ」を加え、附属書Ⅲの当該項から「ヒュアイナ・ヒュアイナ」及び「パキスタン」を削る。

5　動物界脊索動物門哺乳綱ねこ目（食肉目）あしか科の項中、附属書Ⅰの「アルクトケファルス・トウンセンディ」を削り、附属書Ⅱの「アルクトケファルス（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。）」を「アルクトケファルス（spp.）」に改める。

6　動物界脊索動物門哺乳綱ありくい目（貧歯目）の項中「みゆびなまけもの科」の次に「ふたゆびなまけもの科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「コロエプス・ディダクテュルス」及び「コロエプス・ホフマニ」を加える。

7　動物界脊索動物門哺乳綱ぞう目（長鼻目）ぞう科の項の注6を次のように改める。

注6　次の取引に該当する場合に限り、許可される。

(a)　非商業的目的のハンティング・トロフィーの取引

(b)　適切かつ受入れ可能な目的地への生きている動物の取引

(c)　皮の取引

(d)　毛製品の取引

(e)　革製品の取引

(f)　ナミビアについては、装身具類に組み込まれている個別に記号を付され、かつ、認定されたエキパという象牙加工品の非商業的目的の取引。ジンバブエについては、象牙彫刻品の非商業的目的の取引

常設委員会は、輸出国若しくは輸入国による不遵守があった場合又はこれらの取引が他の象の個体群に負の影響を与えたことが明らかとなった場合には、これらの取引を部分的又は完全に停止させることを決定することができる。

他の全ての標本は、附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、及びそれらの取引は、附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引として規制される。

8　動物界脊索動物門鳥綱ぶっぽうそう目さいちょう科の項中「ブケロス（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。）」の次に「ビュカニステス（spp.）」及び「ケラトギュムナ（spp.）」を加える。

9　動物界脊索動物門鳥綱すずめ目ほおじろ科の項中「パロアリア・コロナタ」の次に「スポロフィラ・アンゴレンスィス」、「スポロフィラ・アトリロストリス」、「スポロフィラ・クラスィロストリス」、「スポロフィラ・フュネレア」及び「スポロフィラ・ヌティンギ」を加える。

10　動物界脊索動物門爬虫綱とかげ亜目やもり科の項中「フェルスマ（spp.）」の次に「フュルルルス・アムニコラ」及び「フュルルルス・カウディアヌラトゥス」を加える。

11　動物界脊索動物門両生綱無尾目の項中「みなみがえる科」の前に「あかがえる科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「ペロフュラクス・エペイロティクス（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」、「ペロフュラクス・レソナエ（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」、「ペロフュラクス・リディブンドゥス（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」及び「ペロフュラクス・スキペリクス（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」を加える。

12　動物界脊索動物門板鰓綱めじろざめ目の項中「しゅもくざめ科」の次に「どちざめ科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「ガレオリヌス・ガレウス（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」及び「ほしざめ属（spp.）（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」を加える。

13　動物界脊索動物門板鰓綱の項中、「のこぎりえい目」の項を削り、「リノプリスティフォルメス目」を「のこぎりえい目」に、「グラウコステグス科」を「みなみさかたざめ科」に、「グラウコステグス（spp.）」を「みなみさかたざめ属（spp.）（商業的目的で取引される野生から採取される標本については、年間の輸出割当てを零とする。）」に改め、「みなみさかたざめ科」の次に「のこぎりえい科（のこぎりえい類）」の項を、これに対応する附属書Ⅰの欄に「のこぎりえい科（spp.）」を加え、「リニダエ（spp.）」を「しののめさかたざめ科（spp.）（商業的目的で取引される野生から採取される標本については、年間の輸出割当てを零とする。）」に改める。

14　動物界脊索動物門板鰓綱の項中「のこぎりえい目」の次に「つのざめ目」及び「あいざめ科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「あいざめ科（spp.）（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」を加える。

15　動物界棘皮動物門なまこ綱楯手目くろなまこ科の項中「ホロトゥリア・フスコギルヴァ」の次に「ホロトゥリア・レッソニ（十八箇月の期間、すなわち二千二十七年六月五日まで効力を生じない。）」を加える。

16　動物界節足動物門くも綱も目おおつちぐも科の項中「ブラキュペルマ（spp.）」の次に「グラモストラ・ロゼア」を加える。

17　植物界きじかくし科の項中「ベアウカルネア（spp.）」を「ベアウカルネア（spp.）（ベアウカルネア・ホケリ及びベアウカルネア・グラスィアナを含む。）」に改める。

18　植物界の項中「アナナス科」の次に「かんらん科」の項を、これに対応する附属書Ⅱの欄に「コミフォラ・ワイティイ#19」を加える。

19　植物界ゆり科の項中「アロイ（spp.）（#4）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。同様に、アロイ・ヴェラ及び附属書に掲げられていないアロイ・バルバデンスィスとして言及されているものを除く。）」を「アロイ（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種及び附属書に掲げられていないアロイ・バルバデンスィスとしても言及される。）を除く。）#4」に改める。

20　植物界まき科の項中、附属書Ⅰから「ポドカルプス・パルラトレイ」を削り、これに対応する附属書Ⅱの欄に「ポドカルプス・パルラトレイ（商業的目的で取引される野生から採取される標本については、輸出割当てを零とする。）」を加える。

附属書Ⅲ

動物界脊索動物門爬虫綱とかげ亜目の項中「やもり科」の次に「かなへび科」の項を、これに対応する種の名称の欄に「ガルロティア（spp.）（附属書Ⅰに掲げる種を除く。）」及び国名欄に「欧州連合」を加える。

○外務省告示第百五十六号

令和八年二月八日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億円
3　署名者
日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十七号

令和八年二月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使
国際連合児童基金側　アンドレア・ジェームス在アフガニスタン事務所代表代行

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十八号

令和八年二月十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における電力供給安定化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十九億五千二百万円
3　署名者
日　本　側　辻昭弘在シリア臨時代理大使
国際連合開発計画側　モハメドシディーク・ムダウィ在シリア事務所長代行

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五十九号

令和八年二月十日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における地雷及び不発弾除去並びに農業インフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億七千百万円
3　署名者
日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使
国際連合側　小川和美国際連合地雷対策サービス部部長

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六十号

令和八年二月十六日にカイロで、エジプト・アラブ共和国における周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　周辺地域からの緊急避難民のための医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億九千八百万円
3　署名者
日　本　側　岩井文男在エジプト大使
世界保健機関側　ニーマ・サイード・アビド在エジプト事務所代表

令和八年四月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第六百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第四十一条の規定に基づく登録検定機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第五十四条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	検定を行う事業所の名称及び所在地	廃止年月日
検第9号	一般財団法人日本穀物検定協会 会長　井出　道雄 東京都中央区日本橋兜町15番6号	一般財団法人日本穀物検定協会神戸分析センター 兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目1番37号	令和八年三月三十一日

○国土交通省告示第五百七十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一六六号	木谷　裕章	和歌山県	令和八年四月七日	島原海湾水先区
第二〇〇一六七号	鈴木　友嗣	大阪府	令和八年四月七日	関門水先区

○国土交通省告示第五百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和八年四月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　令和八年四月二十五日
二　登録番号　3
三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般財団法人新日本検定協会
四　住所　東京都港区高輪三丁目二十五番二十三号
五　代表者の氏名　阿久根泰一
六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査
七　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	住所
本部	東京都港区高輪三丁目25番23号
苫小牧事業所	北海道苫小牧市新中野町一丁目4番15号
鹿島事業所	茨城県神栖市東深芝8番地

千葉事業所	千葉県市原市千種海岸７番10号
首都圏サーベイセンター	東京都港区高輪三丁目25番23号
横浜事業所	神奈川県横浜市中区住吉町四丁目45番地１号
横浜大黒事業所	神奈川県横浜市鶴見区大黒町９番15号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区宮前町８番13号
清水事業所	静岡県静岡市清水区江尻東二丁目１番15号
四日市事業所	三重県四日市市日永二丁目３番44―１号
知多事業所	愛知県知多市新知字大内38番１号
大阪事業所	大阪府大阪市港区築港三丁目７番15号
堺事業所	大阪府高石市羽衣五丁目13番14号
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区海岸通一丁目１番地１
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番地４
水島事業所	岡山県倉敷市連島中央一丁目５番29―１号
尾道事業所	広島県尾道市東御所町９番１号
岩国事業所	山口県岩国市麻里布町一丁目４番地19号
九州事業所	福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号
福岡事業所	福岡県福岡市西区愛宕二丁目11番５号
大分事業所	大分県大分市大字家島字江合1055番１号

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間
四十二号	尾鷲市上野町七五三番七地内

供用開始の期日	令和八年四月二十三日
図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間
四十二号	御坊市野口字大谷口二五二番から和歌山県有田郡有田川町大字天満字弁上町二四〇番一まで

供用開始の期日	令和八年四月二十三日
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
御坊市塩屋町北塩屋字北湊六九五番八から和歌山県有田郡有田川町大字水尻字中坪八一番三まで	前	八・五〇～九五・七〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 五・〇〇～二四四・四〇（メートル）	
	前	B A 八・五〇～九五・七〇（メートル）	
	後	五・〇〇～二四四・四〇（メートル）	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号及び三百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道白糠郡白糠甲区四七番一三地内	前	四七・九五～六五・〇二（キロメートル）	
	後	五五・一五～六八・五四（キロメートル）	
	前	〇・〇八〇	
	後	〇・〇八〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道上川郡下川町二の橋六七九番三から同町二の橋五六三番まで	前	二一・八二～七五・六九（メートル）	
	後	二一・八二～七五・五九（メートル）	
	前	〇・三七七（キロメートル）	
	後	〇・三六〇（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

答弁書受領

四月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出非関税障壁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

四月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員高良沙哉提出日本国国章損壊罪の制定に関する質問に対する答弁書（第三三号）

人事異動

内閣

（経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ国際博覧会交渉官）

二千二十七年ベオグラード国際博覧会における陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる

吉村佐知子

（四月二十一日）

法務省

（静岡地方検察庁沼津支部検事）

検事　永井　美佳

東京地方検察庁検事に配置換する（四月十一日）

○定年退官

前橋区検察庁副検事大﨑彰は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月十一日限り定年退官

大阪区検察庁副検事上田晴常は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月十一日限り定年退官

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、本邦駐箚コンゴ共和国特命全権大使ベンジャマン・エヴァユル逝去につき、四月十六日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、イスラエルの独立記念日につき、四月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	9号	亀岡市千代川町小林下戸18番3から同市千代川町高野林西田7番7までの上下線

令和8年4月23日

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

	道路の種類	路線名	区域	備考
(一)	一般国道	三十六号及び二百三十五号	苫小牧市字樽前二四番七から北海道白老郡白老町字社台四番一地先まで	
(二)	路線		北海道白老郡白老町字社台一二番一から同町字社台五四七番一まで	
(三)	占用を制限する区域		北海道白老郡白老町字社台一番一から同町字社台一二番二まで	
(四)	制限の対象とする占用物件		新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）	
			ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五)	占用を制限する理由		緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六)	占用の制限の開始の期日		令和八年四月二十三日	
(七)	図面縦覧場所		北海道開発局及び同局室蘭開発建設部	

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十三日

関東運輸局長　藤田　礼子

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK－KT－26－000320	りんどう丸	142458	日本	令和八年二月三日	令和八年四月六日
WR－KT－26－000399					

国家試験

令和8年参議院事務局職員採用試験公告

令和8年参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

令和8年4月23日　参議院事務局

1　試験の名称

(1)　参議院事務局職員採用一般職試験

(2)　参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

2　採用予定人員

(1)　一般職試験　若干名

(2)　専門職（衛視）試験　若干名

3　採用予定期日　令和9年4月1日

4　一般職試験

(1)　初任給　行政職給料表(一)1級5号給

(2)　受験資格　平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第2条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。

(3)　第1次試験

①　実施日　令和8年8月16日（日）

②　試験地　東京都

③　内容

(イ)　基礎能力試験〔多肢選択式〕

(ロ)　一般常識試験〔短文記述式〕

(ハ)　作文

(ニ)　事務適性試験

④　合格者発表　令和8年8月31日（月）

参議院ホームページで発表する。

合格者にはインターネットで通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。
①　実施日　令和８年９月中旬以降のいずれか指定する日
②　試験地　東京都
③　内容　人物試験（個別面接）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑸　最終合格者発表　令和８年10月30日（金）以降各人に合否をインターネットで通知する。合格者には郵便で通知する。

5　専門職（衛視）試験
⑴　初任給　議院警察職給料表１級３号給
⑵　受験資格　平成18年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの
①　高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和９年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
②　参議院事務局が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。
⑶　第１次試験
①　実施日　令和８年８月16日（日）
②　試験地　東京都
③　内容
㈠　基礎能力試験〔多肢選択式〕
㈡　一般常識試験〔短文記述式〕
㈢　作文
④　合格者発表　令和８年８月31日（月）
参議院ホームページで発表する。
合格者にはインターネットで通知する。
⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。
①　実施日　令和８年９月中旬以降のいずれか指定する日
②　試験地　東京都
③　内容
㈠　人物試験（個別面接）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
㈡　基礎体力検査
㈢　身体検査
⑸　最終合格者発表　令和８年10月30日（金）以降各人に合否をインターネットで通知する。合格者には郵便で通知する。

6　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、採用は名簿に記載された者の中から行う。

7　受験申込手続
⑴　申込方法及び受付期間　申込みはインターネットにより行うこと。申込みの詳細は、参議院ホームページに掲載する。
申込受付期間は以下のとおりとする。
○一般職試験　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで（受信有効）
○専門職（衛視）試験　令和８年６月25日（木）から７月９日（木）まで（受信有効）
⑵　その他
○問合せ先　参議院事務局庶務部人事課任用係　〒100―0014　東京都千代田区永田町１―11―16　参議院第二別館（東棟）３階
ＴＥＬ　03―5521―7492
○受験に際し、車いす等を使用する者、又は、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
○一般職試験及び専門職（衛視）試験の両方に申込みをした場合は、いずれの試験も受験できなくなるので注意すること。
○試験の詳細については、別に作成している募集要項、参議院ホームページを参照すること。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

富山県高岡市早川70番地**三協立山株式会社**の工場財団に富山県射水市新堀23番地の２三協立山株式会社新湊工場の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和８年４月23日
富山地方法務局高岡支局

富山県高岡市早川70番地**三協立山株式会社**の工場財団に富山県射水市奈呉の江13番地の３三協立山株式会社新湊マテリアル工場の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和８年４月23日
富山地方法務局高岡支局

富山県高岡市早川70番地**三協立山株式会社**の工場財団に富山県射水市新堀28番地１三協立山株式会社新湊東工場の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和８年４月23日
富山地方法務局高岡支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

破産管財人変更

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称　エア・ウォーター企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府大阪市中央区南船場２丁目12番８号

３．実施事業所の名称及び所在地　エア・ウォーター株式会社　大阪府大阪市北区大深町５番54号グランフロント大阪南館パークタワー13階、エア・ウォーター・デジタル株式会社　大阪府摂津市千里丘新町３番50号、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社　札幌市中央区北三条西３丁目１番地６、エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社　札幌市豊平区月寒東二条16丁目１番６号、共同炭酸株式会社　北海道室蘭市本輪西町１丁目１番７号、エア・ウォーター北海道株式会社　札幌市中央区北八条西13丁目18番地21、エア・ウォーター・サービス株式会社　札幌市中央区北二条西１丁目１番地、エア・ウォーター東日本株式会社　東京都港区虎ノ門３丁目18番19号、エア・ウォーター健康保険組合　札幌市中央区南二条東１丁目１―14、エア・ウォーター・リアライズ株式会社　東京都中央区京橋１丁目12番２号、エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社　大阪府堺市西区築港新町２丁６番地40

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

５．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

６．解散認可年月日　令和８年４月９日

令和８年４月23日

大阪府大阪市中央区南船場２丁目12番８号
エア・ウォーター企業年金基金
理事長　堤　　宏記

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報
　掲載の日付　令和七年七月十五日
　掲載頁　九十六頁（号外第一六二号）

（乙）掲載官報
　掲載の日付　令和八年二月二十五日
　掲載頁　八十八頁（号外第三十八号）

令和八年四月二十三日

東京都江東区新木場一丁目七番六号
（甲）北三株式会社
代表取締役　尾山　信一

徳島市末広三丁目一番一〇号
（乙）株式会社大平商会
代表取締役　樽井　康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　四十二頁（号外第九十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　四十二頁（号外第九十一号）

令和八年四月二十三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
（甲）ＧＭＯ家庭のコンパネ株式会社
代表取締役　武田　柊

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
（乙）ＧＭＯ　Ｏｎｅ　Ａｃｃｏｕｎｔ
株式会社
代表取締役　川俣　陽平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　五十一頁（号外第三十四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第三十四号）

令和八年四月二十三日
長野市稲里町中央四丁目二〇番一号
（甲）株式会社東京インテリア家具
代表取締役　利根川隆弘

滋賀県大津市瀬田一丁目一番一号
（乙）株式会社東京インテリア家具
代表取締役　利根川隆弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）、（丙）及び（丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　九十頁（号外第四十一号）
令和八年四月二十三日
愛知県岡崎市大平町字八ツ幡一番地一
（甲）株式会社ドミー
代表取締役　竹之内栄生
愛知県岡崎市大平町字八ツ幡一番地一
（乙）ドミーデリカ株式会社
代表取締役　竹之内栄生
愛知県岡崎市若松町字横手八番地一
（丙）岡崎商業開発株式会社
代表取締役　竹之内栄生
愛知県岡崎市大平町字八ツ幡一番地一
（丁）ドミーサービス株式会社
代表取締役　吉川　忍

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日
大分県大分市牧二丁目一〇番三四号
（甲）土地家屋調査士法人中央ライズアクロス
社員　三宮　浩輝

広島県安芸郡海田町堀川町一番八号ホスタ海田堀川町三〇二号
（乙）土地家屋調査士法人グランドデザイン
社員　山本　賢治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして、乙は甲の映像システム事業および株式会社メディア・ソリューションズに係る株式管理事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　八十七頁（号外第一三五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一四〇頁（号外第一四四号）

令和八年四月二十三日
東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（甲）株式会社フォトロン
代表取締役　瀧水　隆

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
（乙）株式会社フォトロン企画
代表取締役　高畑　秀道

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして、甲は乙の大田センターにおける洗濯事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一六頁（号外第一六一号）

令和八年四月二十三日
東京都多摩市落合一丁目三四番地
（甲）株式会社ベネッセスマイルメイト
代表取締役社長　渡邉　健

東京都多摩市落合一丁目三四番地
（乙）株式会社ベネッセソシアス
代表取締役社長　須藤　智子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が行うＦｉｂｅｒ　Ｔｏ　Ｔｈｅ　Ｈｏｍｅ事業の権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月二十三日
東京都港区海岸一丁目七番一号
（甲）竹芝準備7号株式会社
代表取締役　関和　智弘

東京都港区海岸一丁目七番一号
（乙）ソフトバンク株式会社
代表取締役　宮川　潤一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.bookoff.co.jp/
令和八年四月二十三日
神奈川県相模原市南区古淵二丁目一四番二〇号
（甲）株式会社ブックオフインターナショナル
代表取締役　井上　徹

神奈川県相模原市南区古淵二丁目一四番二〇号
（乙）ブックオフコーポレーション株式会社
代表取締役　堀内　康隆

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＭＫエステート（住所　埼玉県越谷市大沢五八四番地四）に対して、当社のゲーム事業を除く全事業についての資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月八日
掲載頁　五十八頁（号外第二二五号）
令和八年四月二十三日
東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル三階
株式会社サイバーガジェットホールディングス
代表取締役　染谷　和之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

群馬県伊勢崎市宮子町二八三一番地一

合同会社ＬＯＤＥＳＴＡＲ

代表社員　高橋　玄喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

埼玉県本庄市本庄三丁目一二番九号サング

リーンコーポ二〇三　合同会社ＣＲＵＸ

代表社員　高橋　玄喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ

ＢＬＤ．六Ｆ　ディーズ合同会社

代表社員　木原　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都港区六本木七丁目一二番二号

ｂａｎａｎａ合同会社

代表社員　小田　純也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ

恵比寿西ビル五Ｆ

ＤＡＴＡ＆ＦＩＥＬＤ合同会社

代表社員　塚田　亜矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

神奈川県小田原市栄町一丁目九番一〇号

伊勢ビル一階

合同会社Arrabiata boys club

代表社員　石井　良

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十四億九千八百七十万三千三十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月五日

掲載頁　九十頁（号外第二十六号）

令和八年四月二十三日

大阪市平野区西脇四丁目一番五〇号

Ｋｕｌａｍ株式会社

代表取締役　佐々木一眞

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二十万円、資本準備金の額を四千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.unagi-towada.jp/company/koukoku/

令和八年四月二十三日

埼玉県川口市栄町三丁目三番一〇号

株式会社十和田

代表取締役　谷　辰哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百九十九万八千三百二十五円、資本準備金の額を三億四千八百三十六万二千八百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十四頁（号外第八十四号）

令和八年四月二十三日

東京都江東区青海二丁目四番一〇号産業技

術研究センター製品開発支援ラボ三〇一

株式会社ＣＹＢＯ

代表取締役　新田　尚

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百七十五万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

また、資本準備金の額を八百七十五万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十八頁（号外第二五一号）

令和八年四月二十三日

東京都板橋区蓮沼町四七番八号

Innovation Farm株式会社

代表取締役　岡田　昇一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億四百三十九万五千五百四十二円、資本準備金の額を十七億四百三十九万五千五百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月二十三日

東京都中央区明石町八番一号

サンバイオ株式会社

代表取締役　森　敬太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十三日

埼玉県川口市大字新堀四〇四番地

株式会社キングパッケージ

代表取締役　植村　誓

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二番二号虎ノ門３

０森ビル四階

Omnicom Content Experiences株式会社

代表取締役　アラン・ロネ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十三日

宮崎市下原町二一二番地一　三石ビル

キューキ工業株式会社

代表取締役　渡邉恵里香

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ

代表取締役　住田　悦郎

合併につき株券等提出公告

当社は、中国塗料株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十三日

山口県下関市彦島江の浦町一丁目六番一八号

文正商事株式会社

代表取締役　岡野　裕康

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヨン・ボアが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月二十三日

東京都港区元麻布一丁目二番一二―七〇一号

ＰＰ Ｐｒｏｄｕｉｔｓ Ｐｒｅｓｔｉｇｅ株式会社

日本における代表者　ヨン・ボア

任意清算公告

当法人は、令和八年三月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都文京区本郷四丁目一六番六号

税理士法人Ａｇｕａ

代表社員　堀切　徹也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二〇七頁（号外第一三六号）

令和八年四月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

青海Ｑ区画特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ３特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

株式会社ブラスト確定給付企業年金

清算人　鈴木　規郎

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三号

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　正樹

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇

東レＫＰフィルム株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　敏朗

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

埼玉県鴻巣市宮前五四七番地の一

理研コランダム株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　天貝　達也

訂正公告

令和八年四月十四日（号外第八十七号）掲載の解散公告中、清算人「滝澤　康之」とあるは「舟山　真之」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年四月二十三日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社Ｒ―ファンド６号

代表清算人　舟山　真之

取消公告

令和八年三月十二日（号外第五十一号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年四月二十三日

東京都江東区潮見一丁目二三番一〇号

株式会社ロジスティック東拓

代表取締役　齊藤　一浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日目次欄中（印刷誤り）				
一三	二	〇	要綱を定めた	要綱を定める
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）厚生労働省告示第百四十六号（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）（印刷誤り）				
六三六		九	改正後欄 終りから一三～一二 〃 改正前欄	行頭をそれぞれ一字上げる。 〃
令和八年四月十三日官庁報告欄法務省告示配第七十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一一ページ二段一〇行目を削除する。				
一二	四		五反野駅前交番	綾瀬警察署
令和八年三月三十一日掲載の京都家庭裁判所に係る令和八年（家）第二一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
八三		終りから五	井小路上ル	井小路上ル